



# 広島県報

号 外  
第 80 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目 次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	..... (市町行財政室) .....	一
町の区域の変更	..... ( " ) .....	一
公有水面埋立免許の出願の内容 (二件)	..... (港湾管理室) .....	四

## 告 示

### 広島県告示第四百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が広島市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、広島市長から届出があった。

平成十八年四月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

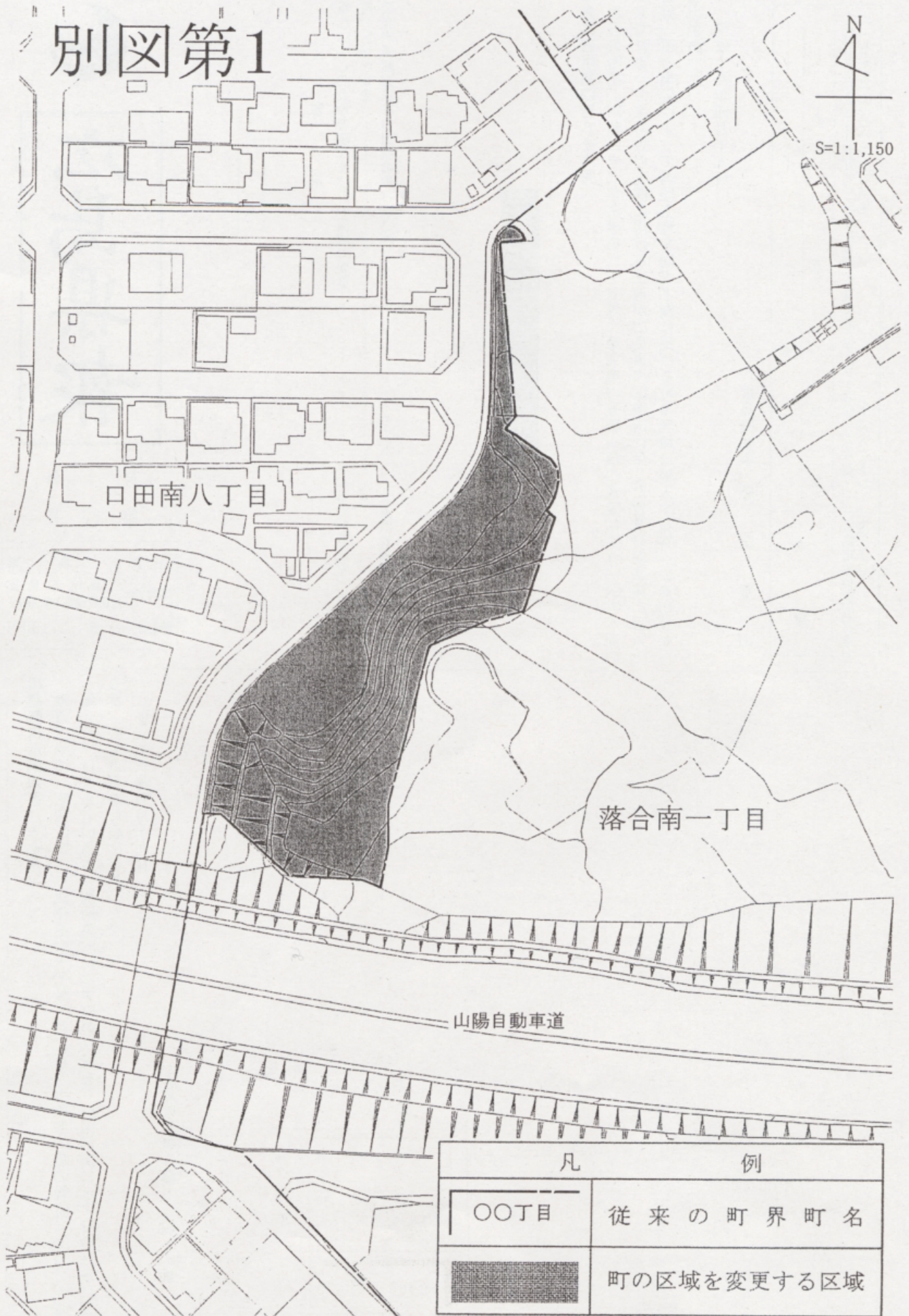
位 置	面 積	下 欄
広島市佐伯区五日市町二三の地先及び五日市港三丁目一七から二二の一に至る地先	六〇、六六七・一三平方メートル	広島市佐伯区五日市港三丁目

広島県告示第四百八十七号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十六条第一項の規定によって、平成十八年五月一日から、広島市の別図第一に示す町の区域を、別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

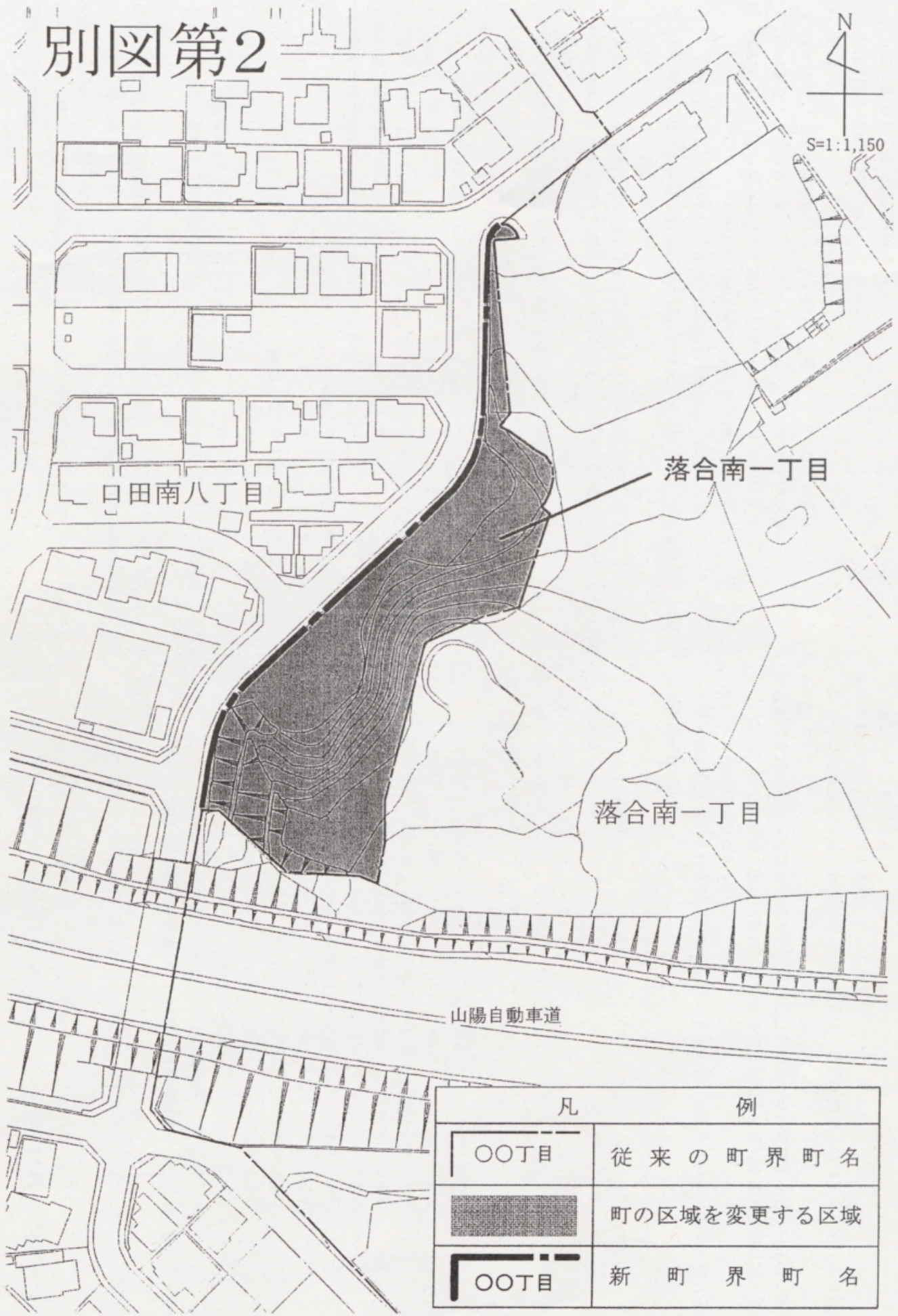
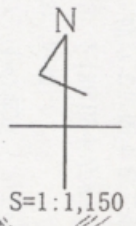
平成十八年四月十九日

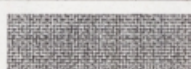
広島県知事 藤 田 雄 山

# 別図第1



# 別図第2



凡	例
〇〇丁目	従来の町界町名
	町の区域を変更する区域
〇〇丁目	新町界町名

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によつて、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があつた。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において告示の日から平成18年5月12日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに鯨崎港港湾管理者の広島県に意見書を提出することができる。

平成18年4月19日

鯨崎港港湾管理者

広島県

代表者 藤田雄山

1 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所

豊田郡大崎上島町6625番1

大崎上島町

町長 藤原正孝

豊田郡大崎上島町木江4947番4

2 埋立区域

(1) 位置

広島県豊田郡大崎上島町東野字咽口634番9の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点を結ぶ昭和43年3月25日付け広島県指令港第1105号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.58mに  
より決定）により囲まれた区域。

の地点 豊田郡大崎上島町東野字行野島の国土地理院三等三角点「馬島」（北緯34度17分13秒4469、東経132度55分08秒0651、標高159.19m）

から 154度01分07秒 940.10mの地点

の地点 の地点から 319度11分03秒 24.78mの地点

の地点 の地点から 49度11分03秒 48.00mの地点

の地点 の地点から 139度11分03秒 24.38mの地点

(3) 面積

1,186.69平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

広島県豊田郡大崎上島町東野字咽口634番9の地内並びに同字咽口634番68から634番9を経て同字宮ノ浜656番8に至る間の土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と又又の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑦の地点 豊田郡大崎上島町東野字行野島の国土地理院三等三角点「馬島」（北緯34度17分13秒4469、東経132度55分08秒0651、標高159.19m）

から 159度43分50秒 970.73mの地点

⑧の地点 の地点から 319度11分03秒 125.00mの地点

⑨の地点 の地点から 49度11分03秒 248.00mの地点

⑩の地点 の地点から 139度11分03秒 125.00mの地点

⑪の地点 の地点から 229度11分03秒 90.00mの地点

⑫の地点 の地点から 139度11分03秒 26.86mの地点

⑬の地点 の地点から 230度11分48秒 42.54mの地点

⑭の地点 の地点から 332度58分30秒 24.27mの地点

⑮の地点 の地点から 229度12分40秒 31.19mの地点

⑯の地点 の地点から 323度13分32秒 1.88mの地点

(3) 面積

32,162.48平方メートル

4 埋立地の用途

駐車場用地

5 出願年月日

平成18年3月20日

広島県告示第489号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によつて、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があつた。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において告示の日から平成18年5月12日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに木江港港湾管理者の広島県に意見書を提出することができる。

平成18年4月19日

木江港港湾管理者  
 広島県  
 代表者 藤田雄山

1 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所  
 広島市中区基町10番52号  
 広島県  
 知事 藤田雄山  
 広島市中区上鞆町9番11号

2 埋立区域

(1) 位置

(A箇所)  
 豊田郡大崎上島町木江字小楡<sup>こぐら</sup>5159番4から同番7を経て5162番18に至る間の地先公有水面

(B箇所)

豊田郡大崎上島町木江字小楡<sup>こぐら</sup>5162番18、同番20、同番11、同番22及び同番23の地先公有水面

(2) 区域

(A箇所)

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ陸地と公有水面との境界線 (C.D.L.+4.14mにより決定) により囲まれた区域。

の地点 広島県豊田郡大崎上島町大字沖浦125番の国土地理院電子基準点「木江」  
 [北緯34度12分36秒2505、東経132度53分03秒7747、標高12.58m (以下「基点」という)]

から	46度50分48秒	4,505.86mの地点
の地点から	119度16分26秒	1.04mの地点
の地点から	29度19分51秒	11.42mの地点

(B箇所)

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ昭和55年4月2日付け広島県指令港第14号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (C.D.L.+4.14mにより決定)、 の地点と の地点を結ぶ昭和30年11月17日付け広島県指令港第1270号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (C.D.L.+4.14mにより決定) 及び の地点と の地点を結ぶ陸地と公有水面との境界線 (C.D.L.+4.14mにより決定) により囲まれた区域。

の地点	基点から	46度47分53秒	4,520.20mの地点
の地点	の地点から	19度19分05秒	2.88mの地点
の地点	の地点から	34度05分21秒	12.50mの地点
の地点	の地点から	264度55分24秒	6.57mの地点
の地点	の地点から	196度09分30秒	11.71mの地点

(3) 面積

(A箇所)  
 83.49平方メートル

(B箇所)

45.64平方メートル

(合計)

129.13平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町木江字小楡<sup>こぐら</sup>5159番6、同番7、5162番11、同番18、同番19、同番20、同番22、同番23、同番29、同番30、同番31及び同番32の地内、並びに5159番4から同番7を経て5162番18に至る間の土地及び5162番19から同番20を経て同番22に至る間の土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①②の地点と③の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 広島県豊田郡大崎上島町大字沖浦125番の国土地理院電子基準点「木江」  
 (北緯34度12分36秒2505、東経132度53分03秒7747、標高12.58m)

から	46度55分22秒	4,507.76mの地点
②の地点	29度20分03秒	13.15mの地点
③の地点	19度09分06秒	4.83mの地点
④の地点	34度05分12秒	14.43mの地点
⑤の地点	304度24分17秒	35.65mの地点
⑥の地点	202度32分48秒	5.18mの地点
⑦の地点	197度55分24秒	15.30mの地点
⑧の地点	195度56分22秒	13.15mの地点
⑨の地点	127度45分18秒	0.54mの地点
⑩の地点	124度32分21秒	4.81mの地点
⑪の地点	124度32分58秒	13.89mの地点

①の地点	②の地点から	123度20分02秒	2.19mの地点
③の地点	④の地点から	131度58分19秒	0.28mの地点
⑤の地点	⑥の地点から	132度18分50秒	0.29mの地点
⑦の地点	⑧の地点から	176度17分54秒	0.54mの地点
(3) 面積			
1,036.76平方メートル			
4 埋立地の用途			
海岸保全施設用地, 道路用地, 宅地用地			
5 出願年月日			
平成18年3月29日			